

第七十七回国
参議院農林水産委員会會議録第十二号

平成二十三年六月七日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

六月六日

辞任

郡司 彰君

補欠選任

江崎 孝君

出席者は左のとおり。

委員長

主濱 了君

理事

岩本 司君

大河原雅子君

野村 哲郎君

山田 俊男君

委員

一川 保夫君

江崎 孝君

金子 恵美君

外山 斎君

徳永 エリ君

松浦 大悟君

青木 一彦君

加治屋義人君

鶴保 庸介君

長谷川 岳君

福岡 資麿君

横山 信一君

渡辺 孝男君

柴田 巧君

紙 智子君

国務大臣

農林水産大臣

鹿野 道彦君

副大臣

文部科学副大臣

鈴木 寛君

農林水産副大臣

篠原 孝君

大臣政務官

農林水産大臣政務官

吉田 公一君

事務局側

常任委員会専門員

稲熊 利和君

政府参考人

消費者庁審議官

農林水産省総合食料局長

原 敏弘君

高橋 博君

本日国会に付した案件

政府参考人の出席要求に関する件

農林水産省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

地方自治法第五十六條第四項の規定に基づき、地方農政局及び北海道農政事務所の地域センターの設置に関し承認を求めるの件(内閣提出、衆議院送付)

委員長の主演了君

ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日、郡司彰君が委員を辞任され、その補欠として江崎孝君が選任されました。

委員長の主演了君

政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

農林水産省設置法の一部を改正する法律案、地方自治法第五十六條第四項の規定に基づき、地方農政局及び北海道農政事務所の地域センターの設置に関し承認を求めるの件、本日の委員会に、理事会協議のとおり、農林水産省総合食料局長高橋博君外一名を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

委員長の主演了君

御異議ないと認め、さよう決定いたします。

委員長の主演了君

農林水産省設置法の一部を改正する法律案、地方自治法第五十六條第四項の規定に基づき、地方農政局及び北海道農政事務所の地域センターの設置に関し承認を求めるの件、以上両案件を一括して議題といたします。

両案件の趣旨説明は既に聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○松浦大悟君

おはようございます。民主党の松浦大悟です。

大臣、副大臣、政務官におかれましては、連日、被災地への対応、本当にお疲れさまでございます。心より敬意を表します。

今日はまず設置法について質問をさせていただきます。

農林水産省設置法案は昨年の通常国会にも提出されましたが、審議に入ることなく廃案となりました。その間、私たち民主党の中でも農林水産省設置法小委員会におきまして議論を重ねてまいりました。先日、衆議院の農水委員会で鹿野大臣もおっしゃっていましたけれども、やはりこの農林水産技術会議の役割はこれからますます大きなものになっていくだろうと、これを廃止すべきではないのではないかと、それから行政監察・評価本部についても、特別の機関を法律に基づき新たに設置するというよりも、外部監査の導入など機能面での強化を図るべきという意見が大半でございました。こうした私たちの意見も取り入れる形で今回新たに内容を修正して設置法案を提出されたということ、感謝を申し上げます。

と思います。

その上で質問をさせていただきたいと思いますが、まずは農林水産技術会議についてでございますけれども、農林水産技術会議をこれから更に生かしていくためにはどうすればいいのかが、研究開発の司令塔の役割を更に強化すべきだと思いますが、この点について農水省ではどのように考えていらっしゃるのか、お聞かせください。

○国務大臣(鹿野道彦君)

今、松浦委員の方から御指摘がございましたが、この農林水産技術会議につきましましてはいろいろな議論があつたところでございますけれども、とにかく、それぞれの研究の専門家の人たちがいろいろとこれからの研究あるいは議論に没頭していただく、こういうようなことの中で、ただ、基本的にはやはり行政との連携というふうなものがしっかりと強化をしていく必要があると。そういう中で、成果というふうなものが効果的に普及に及ぶということでしょうか、そういう研究をやつてもらう必要があるのではないかと、こういうふうな基本的な考え方を持っております。

そういう意味で、今日まで行政との意見交換を行う行政・研究調整会議というふうなものをやってきておるところでございますし、また、研究の普及組織や民間企業との連携によるところの研究成果の実用化を促進する、このようなことにも取り組んでおるわけでありまして。

そして、何といつても、今後この成果というものを普及につなげていくということになりますならば、視野を広げていただくというふうなことも非常に大事なことでございますので、いわゆる人事交流等々も行いながらというふうなことで取り組んでおるところでございます。これからのこの農林水産技術会議というものが大きな意味を持つというふうなことについての考え方に立って、

政務三役としてもきちつとした考え方の下に連携を図っていきたく、こう思っております。

○松浦大悟君 この技術会議の役割が最大限発揮できるように、しっかりと取り組んでいただければと思います。

次に、行政監察、評価について伺いたいと思いますが、今回、法律ではなく政令改正によって大臣官房に評価改善課を設置することになりました。この大臣官房に評価改善課を設置することになったわけですが、外部の視点というのはどのようなことに取り込んでいくつもりなのか。身内による評価、監査では、どうしても甘くなりがちだと思います。外部の有識者など第三者の評価、監査をどのように取り入れていくつもりなのか、聞かせてください。

○副大臣(篠原孝君) 昨年提出いたしました農林水産省設置法の一部改正の法律案につきましては、御存じだと思っておりますが、官房に行政監察・評価本部を置きまして、第三者的な合議制諮問機関の意見を聴きながら省内の業務の改善を図るということを目指しております。これに代えまして、今年の組織法の改正案におきましては、官房に評価改善課を設けてそれでやっていくということでございますけれども、一つは、内部の分かつている人たちにきちんと意見を聴いて、専門的な知見を集集していただいて業務改善を図る、これも必要じゃないかということ、これも考えました。

それから、第三者的視点というのは忘れたわけではございませんでして、第三者的な観点も入れて、二つ相まって実行していこうというふうに考えております。既に、その点におきましては、農林水産省政策評価第三者委員会というのを設けまして、外部の意見を登用しております、活用するようにしております。

私は、日本で何かこういうふうな、日本の組織の中でちょっと不祥事みたいなのが起ると、すぐ第三者、第三者というのが、そういう声が起こるわけですけど、私は第三者機関を設けるという

のは、何というんですかね、アメリカのような、何かいろんなことを裁判してチェックするというような組織、そういうところには向いているのかもしれないんですけど、ヨーロッパの組織はちよつと違っていて、内部の中できちんとチェックをしていく方が組織も膨大にならずに済むことではないかと思っております。

ですから、評価改善課の具体的な業務運営に当たりましては、外部有識者の意見を聴くということとしております。それから、もう一つ我々が工夫していることでございますけれども、今、官民の人事交流の法律がございまして、民間企業の方が内部で業務改善をしているというのを、内部監査をしながらかつていくという先輩企業があるんです。そういったところの知恵もお借りする。知恵をお借りするだけじゃなくて、そういう人たちに来ていただいて経験を生かしていただくというふうなことも今検討中でございます。

○松浦大悟君 ありがとうございます。

いづれにいたしまして、農林水産省の業務全般の信頼を高めるためにしっかりとした体制づくりを行っていただきたいと思っております。

次に、地域センターについて伺いたいと思っております。

今回の東日本大震災を受けまして、国会承認案件に文言を追加いたしました。必要に応じて地域センターの管轄区域を弾力化できるようにする内閣修正が行われました。被災地域の地域センターが被災された農家の皆さんの支援に大きな役割を果たすことを期待しているわけですが、これから地域センターがどのような役割を担っていくのか、また被災地の地域センターを他の地域センターがどのようにサポートしていくのか、聞かせてください。

○国務大臣(鹿野道彦君) 今回の組織の再編ということにつきましては、とりわけ今委員からのお話がございましたけれども、今回の大震災で、特に被害の大きい岩手県、宮城県、福島県、この復興復興というふうなもののために、支援チームを

編成してそして現地に派遣するなど、いわゆる被災地におけるところの対策をしっかりとやっていくというふうなことのための整備が必要だと思っております。

そういう意味で、まずこのことを行っていくためには現地の本場の具体的な考え、いわゆる生の声というんでしょうか、そういうものをお聞きしていくというふうなことが非常に大事なことでございまして、そのために地方自治体とも十分連携を取っていくというふうなことも不可欠になってくると思っております。

そして、周辺の地域センターやあるいは東北農政局などからは必要な人員というものを先ほど申し上げましたとおり派遣することによって、いわゆる被災地域の地域センターや支所、そして現地に派遣する支援チームの活動というものを支えていくというふうなことの考え方を持っているとございまして。

そして同時に、いろんな情報、生の声をお聞きするというそういう情報は貴重な情報でございますから、各省ともやはりそういう情報を共有するという意味におきまして、現地対策本部というふうなところの連携というふうなものも大変重要なことでありまして、そのことを通じて関係機関とも十分連携をしていくというふうな、そのことによって震災対策に万全を期していくというふうな考え方を持っております。

○松浦大悟君 ありがとうございます。

今回の設置法で三百四十六の拠点を六十五か所へと集約化することになったわけですが、これからは戸別所得補償制度の充実など地域センターが担う役割というのは大きくなっていくと思っております。大幅に数が減ることによって農家の皆さんそれから農村にとつて行政のサービスの質が減つてしまわないかという心配もございまして。そうならないように、集約化する中でどのように行政の質あるいはこの質を高めていけるのか、お聞きしたいと思っております。

○副大臣(篠原孝君) 先ほどちょっと私の答弁で

間違いがありましたので訂正させていただきます。先ほど、去年の法案では官房の中に設けるというふうな言つてまして、官房じゃありませんで、ちよつとそういう点では誤の分らないことなんで、官房の外の農林水産省直結というか、全く別な機関で設けるという予定でございます。それ訂正させていただきます。

それから、今の御質問の件でございますけど、平成十八年度から総人件費の抑制を言われておりまして大幅な定員削減をしております。地域課、統計・情報センターの現場の組織、非常に少ない人数になっております。そういうのが平均的な姿かと言いますと、地域課は平均十五名で、統計・情報センターは平均八名になっております。しかし、今、松浦委員御指摘のとおりでございます。まして、農業経営の安定のための政策、これは地方支分部局ちゃんとしていただかなければなりません。それから六次産業化の問題もあります。こういった事業課題にちゃんと対処していただきために、機動的に人員を投入いたしまして組織をきちんとしていかなければならないと我々は考えております。

それで、今回の組織再編におきましては、小規模な現場組織を解消すると。規模が小さ過ぎて機能的な役割を果たせないという問題が生じているわけですが、小さくなり過ぎまして、ですから、拠点数を大幅に集約しまして、一つのところに集めて、そして対応できるようにするというのを考えております。

じゃ、それは集約は、それはいいんだけれども、サービスが低下するんじゃないかという問題でございましてけれども、幸い交通網が発達してまいりましたので、それを配慮しまして、ちゃんと二、三時間で行けるような支所体制ですね、そういったことをまず考えました。

それからもう一つは、役所の方から出かけていくと。大臣もいろいろな現場に出かけておられますけれども、大臣の口癖でございます出前に行け

と、行政サービスを低下させないように聞かに行けということをお大臣は口癖におっしゃっていらっしゃるわけですが、そういって、行政サービスが低下しないように努めてまいりたいと思います。

それからまた、市町村や農業再生会議で上がっておりましても、そういったところできちんと情報交換をしながら行政サービスが低下しないように配慮してまいりたいと思っております。

○松浦大悟君 ありがとうございます。

しっかりと取り組んでいただければと思います。続いて、ふるい下米について質問をさせていただきます。

ふるい下米について質問をしたいと言いますと、農水省も消費者庁も、いや、先生、ふるい下米についての定義というのはないんですというふうにおっしゃいます。いわゆる一般的に言われているふるい下米というのは、米を検査するときに一・八ミリとか一・八五ミリのふるいに掛けて選別をするわけですが、そのふるいに掛けて選別されたものの中で一・七ミリ以上のものは主食用として市場に流通させることができるということになっております。

ところが、この市場に出ているこうしたふるい下米が、いろんなお米とブレンドされてデイスカウトショップなどで安く売られているという実態がございます。そして、表示義務がないものから、国産十割という形で表示をして売っている実態がございます。

こうしたことについて、ブレンド米の中に何がどのぐらいの割合混ざっているのか、産地ですとか品種、産年、割合を示すべきではないかという声が、もう繰り返し繰り返しメディアで報道されております。確かに消費者にとっても分かりづらいため記だなどというふうに感じます。

今回の設置法の改正に当たっては、その事故米などで失った消費者からの信頼を農水省は取り戻

すという意味もあったと思います。事故米の不正転売問題が発覚したときに、事故米をほかの米と混ぜて主食用のブレンド米として売っていたという、そういうことも、報道もありました。

こうした、消費者に分かりやすく表示をするという必要があると思いますが、その点についてどうお考えになっているか、聞かせてください。

○大臣政務官(吉田公一君) 今御質問にございましたように、ふるい下米等の問題が出ておりますけれども、事故米の不正流通問題を踏まえまして、改正食糧法、これは平成二十二年四月に改正になりましたが、及びトレーサビリティ法を制定いたしました。これも二十二年の十月でございます。

食用に適さないお米の横流れ防止措置が義務付けられましたので、米や米加工品に流通ルートの迅速かつ的確な特定が可能となったところでございます。約八百万トンの主食用米を適正かつ効率的に監視をするために、今後は、地域センターに監視の義務とそれから専門的に担当職員を配置いたしまして監督の強化を実施するところでございます。

○松浦大悟君 前回の農水委員会で篠原副大臣が、食品が口に入るまでが農水省の仕事であるというところをおっしゃっていました。私はまさにそのとおりだということに感じております。

農水省、消費者庁の壁を越えて、農水省の方から、農業振興という観点においてももう少し消費者庁の方に意見を言っていくのもいいのではないかと、このように思っております。この表記についてはJAS法ということで消費者庁のカテゴリーというところで伺っておりますけれども、そうした点についてももう少しかわっていただいてもいいのではないかと、このように思っています。

七月から米トレーサビリティ法も施行されますけれども、それによつてこのような点は改善されるというふうに考えていいのでしょうか。

○委員長(主濱了君) どちらに。農水省ですか。

○委員長(主濱了君) じゃ、農水省。吉田農林水産大臣政務官。

○大臣政務官(吉田公一君) 米の生産地におきましては、従来より販売戦略上の観点から、国の統計において主食用の米の基準となりますふるい目標一・七ミリの超えるふるいより米の選別を行つていくところでございます。

さらに、トレーサビリティ法が制定されましたので、このような処置を担保するために流通ルートが的確に、そしてきちつと特定できますようにされたところでございます。

○松浦大悟君 突然質問しまして申し訳ございません。

今回、実は福井経済連の方が、ふるいの網の目を一・九ミリに大きくするという決定をいたしました。このことによつて、主食用の米と加工用の米をしっかりと分けてブランド力を高めていくという取組でございまして、私もこうした取組をもっと進めていくべきだというふうに思います。ふるい下米についても四段階にこれを分けまして、みそに使うものとかおせんべいに使うものとかというところでしっかりとその用途を分けていくということでございます。

こうしたことをすることによつて、私は、それぞれの地域の米のブランド、その魅力というのが増していくというふうに思いますが、その点についてお考えを聞かせてください。

○大臣政務官(吉田公一君) 米の産地におきましては、従来より、販売戦略上の観点から、国の統計におきまして主食用の米の基準となります、今お話がありましたように一・七ミリメートルを超えるふるいによりまして米の選別を行つているところでございます。このふるいによりまして選別されなかつた米につきましては、加工用等の用途に分けて販売されているものでございます。いずれにいたしましても、各産地の販売戦略により決定されているものと考えております。

○松浦大悟君 まず、こうした問題を解決するためには、ふるい下米の定義をしっかりと決めてい

ただきたいということ、それから消費者に分かりやすい表示を今後とも検討していただきたいということをお願い申し上げまして、質問を終わります。

○長谷川岳君 自由民主党の北海道の長谷川です。今日は、農水省の設置法関係等について伺いたいと思います。

今回質問に立つに当たり、現場生産者、生産者団体から農政事務所の話を伺いました。その内容は、今から三年前に比べると対応は格段に良くなつていまして、以前、質問、相談の意図すら理解できず、時間が掛かつて出てきた回答も結局は何か書いてある通り一遍のものでしかありませんでした。現在は、生産現場の悩みや課題を共有し、相談という形で対応してくれるようになったというふうに感じていますというのが現場の声です。しかしながら、判断の姿勢については、生産現場の立場というより、むしろ本省の顔色優先というふうな職員も多くいらつしやると。また、判断が硬直的で農水省本省よりも柔軟な対応ができていないため、相談窓口としては十分ではない、生産現場の課題を理解し本省と議論をしていただけるまでには至っていないという声も聞かれます。

どこの職場でも同じかもしれませんが、以前のままだと、職員間の格差があることに加え、以前のままだとを伺いました。食糧事務所時代に大きな権限を持っていたため、統制、監視が及ばない中で増長してしまつたと思われまふ。そうした背景もあつて、いろいろな事件があり、厳しい規範、ルールに基づいて仕事をしているようでありまふが、逆にそのことが硬直的な対応や手続の煩雑化を招き、生産現場との信頼を醸成しにくくなつてい

るというのではないかと考えています。

所得補償制度の事務手続等の実務対応についても、生産者団体からは、踏み込んだ相談ができない、書いてあることしか言わないなどの批判がある一方、助かっているという声も聞かれます。い

ずれにしても、担当者個人の資質、態度次第で評価が違うものと思われま。このようなことが現場から聞かれました。

今回の法改正で、地方農政事務所及び統計・情報センターを廃止するとともに、地方農政局及び北海道農政事務所の分掌機関として地域センターを設置するとされておりますが、ここで質問に入らせていただきます。

現場の声を聞き、この現場生産者と農政事務所のギャップが今浮き彫りになっております。行政改革、事故米の問題等によって農政事務所等の人員が平成十九年から平成二十二年の四年間で約二千二百六十一名が配置転換されております。優秀な人材が外に出ていけると、食糧検査官が法務省の刑務官あるいは財務省の税務官に配置転換されているという実態があります。本人の自己研さんによる努力もあつたと思いますが、しかしマンパワーを含め農政事務所のレベルは下がっていると感じざるを得ません。

この所得補償対策の申請、全国で今百三十三万件になっておりますが、申請事務を実際行っているのは、地域の水田協議会、担い手協議会、再生協議会などが行っておりまして、その指導、取りまとめを行っているのが農政事務所だと伺います。所得政策導入後、農林水産省の地方組織が国から個人へ直接交付の名の下に肥大化し、実態は地方協議会、地方自治体、生産者団体にしわ寄せが行っていること、この実態をきちんと把握しているかどうかを伺いたいと思ひます。

そしてまた、今後地域センターをどのようにしようとしているのか、本場に必要なのかどうかを伺いたいと思ひます。大臣、お願いいたします。

○国務大臣(鹿野道彦君) 今、長谷川委員からの御指摘は、私どもも非常に重要な御指摘をいただいたと思つております。やつぱり中央省庁と農政局の間、部局の間において意識の乖離があるというふうなことは、当然、今後行政をやつていく上において支障を来すということでありま。私どもは、この組織再編というふうなことをやる

際に最も大事なことは、やはり本省といえども、それから地方部局といえども、同じ認識に立つてきつと農業者なり漁業者のためにやつていくというこの基本的な考え方だけは共通した認識で事に当たつていくようにしていかなきゃならない、それが大原則だと思つております。

そういう意味で、今回のこの組織再編によって拠点数を大幅に集約して地域センターを設置するというによりまして、限られた人員というものをいかに効率的に活用するか、あるいは地方組織の機能強化につながるものにしていくかというふうなことが最も大事なことで思つております。

そこで、今御指摘いただきました今度業務量が増大するところの戸別所得補償制度についてのことにつぎましては、地域農業再生協議会というふうなもの、御承知のとおりに関係団体も含めてそこに参加していただいて協議会をつくつていくわけでありま。それと更に今までより以上に密接に連携をしながら、より主体性を発揮する、すなわち自らが足を運ぶというふうな姿勢が最も大事なことで、そういう中できつとした取組によって農業者の方々の利便性の向上に努めていくというふうなことが大事なことでないかと思つております。

○長谷川君 食品の安全性、とりわけ米穀の流通監視のための人員を増加しているというふうに向つておりますが、何人増加したのか、あるいはその職員教育はどのように行っているのかを伺いたいと思ひます。

○副大臣(篠原孝君) 米穀の流通監視に関する業務につぎましては、現在、農政事務所七百六十八名程度で実施しておりますけれども、再編後は新たに設置されます地域センターにおきまして、約百二十名程度増やしまして八百九十名の体制で実施することになっております。

職員の質の問題でございます。米トレーサビリティ法ができました。それから、従来の食糧法に関連する諸制度の知識、これはちゃんと付与し

て理解度を向上していかなければなりません。それから、立入検査というのがございます。ほかの皆さんと接するわけですから、それをきちんと技術的な手法を習得していただかなければなりません。

二十一年度、二十二年度におきましては、研修です。本省でもやっておりますし、地方でもやっておりますけれども、六百六十三回、延べ一万五千人に対して実施しております。今後とも、こういった研修を実施しながら万全の体制を確立してまいりたいと思つております。

○長谷川君 様々な事業を進めるに当たり、一方的にやはり進められ、現場との事前調整や段取りが何もできていない状態で、末端の現場は大混乱の状況が今続いております。また、本省も含め、間違つた場合はやはり素直に認め、生産現場の実態に即した柔軟な対応、あるいは手続とか期限、あるいは修正に関することができていないと考へますが、どのように考へていようか。

そしてもう一つは、やはりこういう地域の現場の声を聞くために、農水省地方農政局、地域センターの担当者に対する苦情などを受け付けるホットラインを私は是非とも今回の機会に開設することが必要だと思ひますが、どのように考へていようか。

○副大臣(篠原孝君) 地方組織の役割といたしましては、先ほど大臣がおられないときに私申し上げましたけれども、現場の声を聞くということが非常に重要だと考へております。ですから、地方農政局あるいは地域センターの職員に対してはこのことを徹底するように常日ごろ周知徹底をしていくところでございます。

仮に現場の実態に合わない事態というのがあつたとした場合の対処の方法でございますけれども、我々はこうした場合には率直にこれを改めましてきちんと対応するようにということも、この点についても周知徹底しておるところでございます。これは挙げて、先ほど研修の話いたしましたけれども、常日ごろの現場の研修、オン・ザ・

ジョブ・トレーニンングというのにも必要でございますけれども、きちんとした研修も必要でございます。その両方相まって資質の向上に努めてまいりたいと思ひます。

大事な点につぎましては、窓口、苦情、センター云々のことにつきましては大臣の方からお答えさせていただきます。

○国務大臣(鹿野道彦君) 先ほど申し上げましたけれども、とにかく現場の声というものを大切にしていくと、こういうふうなことが基本的な姿勢でなければならぬと思ひます。

そういう意味におきまして、信頼関係をどう築いていくかという、このことが農政を進める上で不可欠でございますので、私どもはこのことに重点を置いていきたい。そういう意味で、農業者の方々から幅広く御意見を承る総合窓口というものを明確化したしまして、そして広く周知するとともに、厳しい御叱正なりお叱り、そういうふうな御意見等も真正面から受け止めていくような、そういう職員姿勢であるというふうなことに私どもも意識改革されるようにこれから指示していきたい。そして、共に農業者との信頼関係というもの的大事だということを共有していきたい、こういうふうな思つております。

○長谷川君 是非とも、東日本震災の後における地域センターの役割というのは非常に大きくなると私は思ひますので、こういった地域の皆様に対応できるようなホットラインの設置も強く要望したいと思ひます。

次の質問に移ります。

米国産のバレイシヨの輸入期間延長と、国産バレイシヨの生産振興対策について伺いたいと思ひます。

二十二年三月に閣議で決定された新たな食料・農業・農村基本計画の自給率目標並びに取り組むべき方向の中で、バレイシヨは加工食品用途への供給拡大を明記しております。米国産のポテトチップス用のバレイシヨの輸入期間の延長が今検討されておりますけれども、基本計画の決定事

項と整合性が取れていないのではないかと。国として、国産バレイシヨ全体の生産振興と支援対策をどのように考えているのかということをお聞かせいただきたいと思ひます。大臣。

○国務大臣(鹿野道彦君) バレイシヨの作付けにつきましても、生産者の方々の高齢化、そして生食用の消費量の減少、そして北海道におけるところのどん粉の原材料から野菜等へ、他の作物への移行、こういうようなことによりまして作付面積が減少しているという状況でございます。

このため、農林水産省といたしましては、生食なりあるいは加工なり、どん粉原材料の用途とのニーズに合った新しい品種の開発を導入していく。あるいは、省力的収穫技術の導入の推進、いわゆる機械化等を通じて、ポテトチップ用を始めとするところの加工用食品用途への供給拡大によりまして国産バレイシヨ全体の生産振興を図ってまいりたい、このように考えておるところでございます。

○長谷川岳君 この質問に関して、ポテトチップスメーカーを取りまとめている日本スナック・シリアルフーズ協会というのがございます。いろいろな意味で興味深い団体で、私もこれからこれは関心を持たなければならぬというふうな思ひについて聞税撤廃を求めています。外国産農産物を入れたいと言っているのと同じであります。このことについて農水省はまず認識をしておるのでしょうか。

また、農水省が出している平成十九年二月の植物防疫法施行規則の一部改正等についての意見・情報の募集結果の資料の中で、原産地表示は義務付けていないが、輸入を希望している事業者からは製品の産地表示をする意向であるとされております。今回、この輸入業者は、法律が通つた後、少しの期間だけ表示をして、その後は現在表示をしておりません。輸入申請時に原産地表示をすると言つて、その場限りのことをやっていることについてどのようなお考えか、お聞かせいただきたいと思ひます。

たいと思ひます。

○国務大臣(鹿野道彦君) ポテトチップの原料となるバレイシヨの関税は四・三％でありまして、関税水準というものは低いものの、国内産バレイシヨの生産推進というようなことを考えた場合には関税水準は維持するというようなことにしているところでございます。

それから、いわゆる原産地表示についてやっているのかと、こういうような御指摘でございますけれども、加工業者からは、平成十八年当初はポテトチップ製造の包装に原産地を表示いたしておりましたが、平成十九年からは消費者が自社のホームページでポテトチップ製品の製造日及び製造の固有記号の情報を入手することによりまして原産地等の情報を入手できるようにして、こういうふうな聞いておるところでございます。

○長谷川岳君 農水省は平成十九年の二月の輸入再開時にパブリックコメントを行ひまして、意見を求めました。その中の意見で、より安全を守るために、バレイシヨの生産県に生塊茎のバレイシヨを陸揚げしないこととした意見に対し、農林水産省は、指定加工工場は植物防疫上の指定港の港頭の地域内に所在することを規定して、バレイシヨの生産県が否かを問わず内陸部に加工前の生塊茎が持ち込まれることはありませんと見解を示しております。

当初、志布志港に輸入し、志布志港より陸送にて百キロ離れた工場に輸送する案でありました。農林水産省は、平成十九年に生塊茎を陸揚げしない見解を示しており、当時の見解と合わないものではないかと。また、陸送が行われなかったものの、今回、農林水産省は、今後、病虫害危険度分析を実施して陸送を考えているのかということ伺いたいと思ひます。

○国務大臣(鹿野道彦君) 現在、米国産のバレイシヨの植物検疫条件にしましては、輸入期間を七月末まで一か月延長することにつきましては、パブリックコメントを実施するとともに、加熱加工

工処理施設の追加指定については、従来の指定要件に合致しているかどうか検討しているところでございます。

また、加熱加工工処理施設の指定要件の一つとして、植物防疫法に基づくところの指定港のいわゆる港頭の地域内に置くことが規定されておりました。平成十九年のパブリックコメントに際しまして、農林水産省は内陸部に生バレイシヨが持ち込まれることはないとの見解を示したところでございます。

今回、鹿児島工場の指定申請にしまして、志布志港で陸揚げ、輸入し、鹿児島港の工場に陸送するという考え方も検討したところでございまして、平成十九年の見解を踏まえ、鹿児島港で陸揚げ、輸入し、その港頭地域内の工場に持ち込むことが適当だと考えているところでございます。

したがって、平成十九年の見解は変わっていないというところでございます。

○長谷川岳君 五年前より米国産のバレイシヨを広島港に輸入をしております。今回は鹿児島港に輸入する案になつております。広島港、鹿児島港へのアメリカからの輸送経緯をまずは伺いたいと思ひます。

そして、農林水産省の平成二十三年四月のレク資料の中で、港より百キロ離れた加工施設の追加指定の背景として、長距離輸送による傷みが生じるから志布志港を追加指定するとされております。今回は鹿児島港に輸入する案が出されております。今回は鹿児島港に輸入する案と比較して、距離、時間が短縮されることになるのかを伺いたいと思ひます。

○副大臣(篠原孝君) 米国産バレイシヨの輸送経路でございまして、我々、聞き取りいたしましたところ、アメリカから発送されたものは一旦、これは残念なことだと思ひますが、韓国の釜山港に積み替えまして、そこはハブの港になつているんだらうと思ひます。それで志布志港に來まして、そこから外航船から内航船に積み替えた上

で鹿児島港に陸揚げされるというふうになつております。広島は、米国から釜山港に行きまして、そして広島港に直接行つております。

それから、長距離輸送による傷みの問題でございまして、これにつきましては、植物防疫上の問題はございません。

輸入するメーカーからは二つ問題を聞いております。一つは、アメリカから輸入する場合は、船で西海岸から來ますので、長距離輸送で品質に影響があるので、なるべく短期間に処理したい、これが一つでございます。その際、これは長谷川委員御存じだと思いますが、従来から広島工場一つだけでは処理に時間が掛かるので別の工場というので短期間で処理できるところが欲しいというのがあります。ただ、米国からの輸送ルートというのは、いづれにしても韓国経由でありまして、広島港への輸入と鹿児島港への輸入で輸送距離や時間がそれほど大きく異なることは我々は考えておりません。

いづれにいたしましても、植物防疫上の問題でありまして、熱処理加工施設の指定申請については、平成十八年度に定めた申請に基づきましてまいりたいと思ひております。

○国務大臣(鹿野道彦君) 先ほど長谷川委員からの質問の後段について、いわゆる今後の米国産のバレイシヨの陸送に関する対応についてどうなのかということについてお答えをさせていただきますが、現時点で、陸揚げ、輸入した指定港からの他の地域への陸送につきましてはこれを認めることは考えておりませんということをお申させていただきます。

○長谷川岳君 篠原副大臣、今、余り時間は短縮されたいというお話を伺ひましたけれども、そもそも時間を短縮するために認可する方向で動いたわけであつて、時間を短縮できないならこのようなことを認めるべきではないというふうな思ひますが、副大臣に考えを伺ひたいと思ひます。

○副大臣(篠原孝君) 企業が判断して、多分、危険分散というふうなことも私はあるのではないかと

と思ひます。

○長谷川岳君 だとしたら、この輸入というものがなし崩しになるのではないですか。

○副大臣(篠原孝君) この件は、民間から要請があつた場合ですけれども、我々は指定要件、先ほど細かいことを申し上げませんでしたけれども、十八年度の指定要件に合致したならば自動的に承認することとしておりまして、ちよつとあつちだから、二か所だから、三か所だから悪いというようなことは指定の要件には入っておりません。

ですから、摂氏百三十度以上二分間の加熱が可能な処理能力を有しているということ、残ったもののその焼却処理等が可能な能力を有していること、それから植物防疫上の指定港の埠頭地域内にあること、これらの要件に合致していた場合は指定を認めていかざるを得ないことになっております。

○長谷川岳君 このスナック・シリアルフーズ協会の会長というのは輸入申請をしている事業者の元役員なんですね。極めて近い距離感の中でこういうようなことが行われているということについては、私はまた次の委員会でもこの問題については質問をさせていただきたいというふうに思っています。

時間がそろそろ来ましたので、もう一つ、先般の東日本震災の北海道の厚岸湖の話でありますけれども、先般、五月三十一日に開催された参議院の農林水産委員会において、公明党の横山信一議員から北海道の厚岸湖の漁場の質問があつたと思ひます。篠原副大臣の答弁によると、強い水産業づくり交付金の事業メニューで対応できるよう決着が付いていますが、まだ詳細は我が方に上がつておりませんですけれどもというふうなことをおっしゃつておりました。はつきりと決着が付いてい

ますというふうにおつしやいました。

地元は、震災による復旧事業のメニューの対象として地元負担金を交付金措置で是非とも軽減してほしいという強い要望がありまして、これは篠原副大臣の答弁によると、これは私たちが受け止

め方としてはしつかりとこれは対応するというようなお考えで取らせていただきましたけれども、再度、その確認をさせていただきたいと思ひます。

○副大臣(篠原孝君) 農林水産省の考え方としては、当初予算で対応できるものとして強い水産業づくり交付金がありますということでございます。ただ、強い水産業づくり交付金に對しましては特別の地方財政措置は講じられていないという問題があります。片方で、予算措置が講じられていて早く配分ができて早く実施ができるという状態になっております。で、早くしたいというございます。

ただ、ただですね、これは現場はいろいろ問題がありまして、今委員御指摘のとおり、いや、地方が余り負担があるのは問題なので別途手当てできるんだつたらそれを待とうという考えもあるのではないかとと思ひます。そういう事情は十分承知しておりますので、今後、そういう要望があることも踏まえまして検討してまいりたいと思つております。

○長谷川岳君 副大臣、決着が付いたというのは地元と国の間で話し合ひが付いて地元も満足しているというのが決着という言葉ですが、その決着とらえてよろしいですか。

○副大臣(篠原孝君) そういう意味ではございせん。私の言葉がちよつと行き過ぎていたんじゃないかと思ひます。

農林水産省として、早くやりたいということに對してこういう事業ありますよ、これでやられたらどうですかという意味では僕はそこそこ御納得いただいていると。ですけれども、それを見て検討した結果、それだけじゃ足りないということが今生じているんじゃないかと思ひます。そういう点を踏まえまして、ちゃんと検討してまいりますので、御安心いただいていいのではないかと思ひます。

○長谷川岳君 副大臣のこの間の農水の質問で決

着という言葉が付いたんで、地元の人、大変喜んでおりましたので、この言葉を是非とも大切にしたいいただきたいということを要望して、質問の方を終わります。

○福岡資麿君 自由民主党の福岡資麿と申しま

す。まず、今日は六月七日であります。諫早湾の開門調査のアセスについてであります。当初、五月末までにアセスが出るという話でありましたが、六月の初旬にずれ込むということで、まだ今日現在アセスの公表に至っていないという状況であります。

初旬というのは一般的に言えば六月十日までが六月の初旬ということですが、いつそれを出されるおつもりなのかということをお聞きしたいのと、また、関係各県の説明も含めて、全体の作業スケジュールについてお伺いをさせていただきます。

○国務大臣(鹿野道彦君) 私自身、昨年、また今年というような段階におきまして、何とか環境アセス、五月中に素案をまとめてというふうなことを申し上げてきましたが、まだ公表できてない、六月になつても公表できないということに對しまして大変申し訳なく思つております。

委員が一番、今日までの状況の中で、この環境アセスというものの相当多岐にわたつておりますので、弁明、弁解するわけじゃございませんけれども、何とかもう少しちよつと時間をとりたいというふうなことで、それももう六月初旬と申し上げてきまして、たけれども、大体何とか、六月初旬となりますといつてよろかということでございますけれども、ちよつと幅を持たせていただいて、もう早急に公表させていただきたい、こんな考え方で今最終的な取組をさせていただいているところでございます。

○福岡資麿君 今の御答弁聞いていますと、六月初旬にもまだ幅があるようなおつしやり方をされました。関係各県、大変注目をして見ておる中で、

五月末までに取りまとめが難しかった時点で六月初旬とその時点でおつしやつた、それをまた延ばすというようなことがあつた場合にはまた大きな不信感というものを関係者の方々には与えるということも含めて、なるべく早期に解決をさせていただく、そのことをお願いをしたいと思ひます。

そしてもう一つ、これは是非、菅内閣がいつまで続くか分かりませんが、鹿野大臣に責任を持つてやっていたいただきたいというふうに思つています。というのは、その前の経緯を見ても、赤松大臣、山田大臣と、大臣が替わるたびにおつしやることのニュアンスが変わつたりして、どなたがどこまで責任を持つてやっていたのかという部分の不信感があつたことも確かでありまして、しっかりと大臣が道筋を付けていただく、そのこともおつしやつていただければと思ひます。

○国務大臣(鹿野道彦君) 重ねて申し上げますが、今委員から前段の件、六月初旬と私が言った限りは六月初旬というふうなことを踏まえてやるべきであるというふうなことは、頭の中にきちつと受け止めていただきました。

また、今後のことにつきましては、当然のことながら、一度決めて、そして方向性についてきちつと今後ともしつかりと取り組んでいかなきゃならない、このことだけは肝に銘じておるところでございます。

○福岡資麿君 対応をしつかりお願いをいたしたいと思ひます。

それでは、今日の審議の中身であります農水省の設置法についての質問を行わせていただきましたと思ひます。

この問題、元々の発端の経緯としては平成十三年から十四年にかけてBSEの問題があつたり、またその後、平成二十年度には事故米の問題があつて、農水省の体質とかいろいろいろいろな組織の問題等もさまざまな指摘をされた中で出てきたわけでありまして。当時、太田農水大臣がこの事故米の問題では辞任をされて、その後、石破農水大臣が引き継がれて大変な危機感を持つて当たられたと

いうことを承知をしております。

参考資料にも付いていますが、当時、農林水産省の改革チームが改革のための緊急提言というのを書かれておりまして、御承知と思いますが、相当地踏み込んだ、自省の念も含めた激しい内容のレポートになっておりまして、こういうことも受けて農水省もまた生まれ変わらなければならぬ、そのような思いでこういう組織の改編という経緯に至ったというふうに承っております。

そういう中で、ちよつとお伺いをいたしたいんですが、この事故米の発生の原因というのはどういふふうに分析されているのかというところにもつながってくるというふうに思いますが、この事故米の問題も農水省全体の構造的な問題というのもあったと思うんですね。ただ、何かこうレポートとか見ていると、その構造的な問題の中で当然その地方の農政事務所にも問題があつたんですが、そこだけが問題で、そこを組織を変えれば何とか対応できるんだというような何かちよつとそこに焦点が特化され過ぎて、もつと構造的な全体的な部分についての検証というのがしつかりされたのかという部分でいうと私はちよつと疑問に思う部分があるわけでありまして、そういう点から、今回こういう組織の改編に伴いまして問題の再発防止についてどのように担保していけるおつもりなのか、この点についてお伺いをさせていただきます。

○国務大臣(鹿野道彦) 今、福岡委員の方から大変大事なことを御指摘いただきました。まさしく生まれ変わると、こういうようなこともおっしゃられましたけれども、農林水産省がまさしく全体として生まれ変わらなきゃならないと、これが大事なことだと思っております。いわゆる本省そのものも含めて、やはり生まれ変わるといううなことが当然のことながら最も大切なことだと思っております。

そういう意味で、今回、事故米のことにつきましては、発生原因については、職員全体の意識の面で、いわゆる食糧法時代から米穀の需給、価格

の安定を重視してきたために米穀の数量管理に主たる注意が向けられてきて、農林水産省自らが米穀という食品の販売事業者として食の安全を確保するという自覚には欠けておつたんじゃないかと。そしてまた、財政負担を軽減しようとする意識が職員の方に強く浸透しまして、食品の安全性の確保というものを最優先に考えなきゃならないというふうなところも不十分であつたと、こういうふうな認識をいたしているところでございます。

このようなことを教訓といたしまして、まず農林水産省としては、輸入検疫で食品衛生法上の問題とされたお米の返送なり廃棄、あるいはまた輸入米の販売前のカビ、カビ毒のチェック、立入検査マニュアルの整備とその実行の徹底というようなこと等々再発防止策に取り組みまして、事故米穀を二度と食用に不正流通させないようにというふうなことで運用面において取り組んでおるところでございます。

そしてまた、平成二十二年の四月に施行された改正食糧法及び十月に施行されたお米のトレーサビリティ法の制定によつて新たな米穀の流通の監視体制というものをしつかりと築く、いわゆる仕組みとして取り組んでおるといふことでございします。そしてさらに、米穀についてはより適正な、かつ効率的な監視業務を行うために、今日も御審議いただいておりますところの農林水産省設置法の一部を改正する法律によりまして、新たに設置される地域センターにこのような業務を専門に担う職員を配置をしてみたい、このように考えておるところでございます。いわゆる組織面でも徹底して今後二度とこのようなことが起きないようにしてまいりたい、こういうふうな考え方でおるところでございます。

○福岡資産君 ありがとうございます。組織とか仕組みというのをしつかり作つていても、それに対して中身が伴わなければ意味がないわけでありまして、

当時の職員の方々にアンケートを取られた中身

を見ておきますと、やはり先ほども、大臣、意識改革が大事だというふうにおっしゃっていましたけれども、その当時、平成二十年の十一月二十五日に行われましたアンケートでは、職員の意識改革が必要であると考えますかということに対して、一万二千七百人の方々が答ええになられていて、職員の方々の意識改革が必要であると答えた方が一万一千人を超える、九三%の方々が職員の意識改革が必要だということをアンケートで答えられていたわけでありまして。

先ほど大臣も現場主義とか農家との信頼関係とかいうようなことをおっしゃいましたけれども、そういうお題目みたいなことはずっと以前から農家との信頼関係必要だと、現場主義必要だという話が出ていたことはもう昔から出ていた話でありまして、そういう中でどうやってしつかり意識改革を図つていくのか、その点についてもお伺いさせていただきますか、お伺いします。

○国務大臣(鹿野道彦) お題目というふうにおっしゃられましたけれども、私自身は、こうやって御答弁をさせていただく限りは、まさしくそのような考え方に立つておりません。私自身がこの任にあるというふうなことにおきましては責任を持つて意識改革に取り組んでいかなきゃならないと、こういうことで、任命されてからこの間取り組んでまいりました。少しづつ私自身、変わつてきておるんじゃないかと、こう思っております。

とりわけ、今回の大震災によつて、農林水産省が全体として取り組む、信頼関係をいかに農業者との間に、あるいはまた漁業者の間に構築していくことが大事かというふうなことも少しづつ変わつてきておるんじゃないかと。そういう意味では、市町村なり、あるいはまた現場との連携というふうなものに積極的にかかわつていて、ということについては、一部でございしますけれども、私自身も評価をいただいているというふうなことも聞いておるところでございます。そういう意味で、決して、委員からの御指摘のとおりには

このようなことは、このいわゆる意識改革をするということはお題目で終わると、終わらせてはならない、このことだけは私自身も基本的な考え方として持つておるところでございます。

そういう意味で、今後、この組織改正に伴いまして本省に評価改善課というものを設置いたしました、まず省内に職員の意識改革を含めた業務の在り方の点検作業を持続的に促す体制を整備してまいりたい、そして、このことによつて少しでも職員の意識改革というものを、いつときだけの意識改革では駄目ですから、継続して意識改革をしていく、このようなことによつて国民の皆様方との間の信頼関係というものを築いていきたいと、このように思っております。そういう意味では、厳しくいろんな面で委員の先生方から常に御指摘をいただくことが大切なことではないかと思っております。

○福岡資産君 今大臣から大変強い決意のお言葉をいただきました。しつかり中身が伴つていたかどうかのようなものにしていただくために、そして組織発足後も、当初、そういうアンケート調査されたことも含めて、常にもう一回、職員の方々も含めていろんな方に問いかけをしながら、方向性が正しいかどうか、その検証というのを行つていただきたいというふうに思います。

当時の平成二十年時点のアンケートでも、国民視点が最優先になつていいると思ふますかということに対して、思わないという方が六割を超えていたわけでありまして、その中で、どういふところが要因としてありますかという中で一番多かった答えが、例えば、幹部等の上司の意識が低く国民視点に立つた提案が生かされそうにないからというふうなことも職員の方々が問題意識として挙げていらつしやる、そういうところもあるわけでありまして、常にそういう点検ということをやつていただく、そのことをお願いをさせていただきますか、もう残り十分ぐらいになりましたので、話題を変えさせていただきます。風評被害等に

についての質問をさせていただきたいと思ひます。
先週、不信任案が出ましたけれども、その大きな要因の一つには、やはり被災地の方々の要求に對して対応のスピードが十分追いついていないんじゃないかということもその要因の一つになったわけでありまして。その観点でいうと、例えば今義援金が行き渡るのも遅いというようなことも指摘されていますが、一方で賠償、原子力に関する損害賠償についての話も、現場の方々の意識からすると自分たちの思うようには進んでいないというような意識というのも当然大きな要因にあるわけでありまして。

先日私は自民党の部会でこの第二次指針のことについて話を伺う中で思つたんですが、あくまでも民衆の争いだというのは分かんんですが、どうも民衆の争いだ、民衆の争いだということが前面に出過ぎて、何かこう指針にも強制力が無いんだと、最終的には民衆なんだという部分での、政府が、逃げ腰とまでは言いませんけれども、どこかちよつと一歩引いていらつしやるようなところを印象として受けたわけでありまして、今お茶やたばこについても範囲に入れるかどうか、そういった部分もいろいろ指摘されていますが、もつとやっぱり国がどうするべきかということについてリーダーシップを取つていかなければならないというふうに思っています。

そこでお伺いをしたいわけですが、今回、出荷制限とか自粛があつた地域についての風評被害については今回の指針に盛り込まれたわけでありまして、それ以外については宿題として示されたわけでありまして、次の七月に示される中間取りまとめにおいて風評被害については全てその中で示されるというふうに認識しておいてよろしいんでしょうか。

○副大臣(鈴木寛君) 今委員御指摘のとおり、第二次指針におきましては、農林漁業についてはこの出荷制限指示が出された区域、つまりは、食用の農産物に関しては福島、茨城、群馬、栃木の全部、千葉の一部、食用の畜産、水産について

は茨城、福島の全部が対象とされたところでございまして、それ以外の被害につきましては、今後、原子力損害賠償紛争審査会におきまして被害の実態や事故との関連性について更に詳細な調査検討を行い、原子力損害の範囲の全体像につきまして七月ごろに中間指針として取りまとめてまいりたいというふうな考えております。

○福岡資麿君 是非、七月には風評全体についての姿を見せるということをお約束していただきたいんです。

というのは、風評についても、当初、四月の最初の一次の取りまとめの段階には、次の五月の取りまとめで風評出てきますというところで多くの方々が期待されていた。でも、その風評で出てきた部分については、出荷制限等があつた地域については示されたけれども、それ以外については宿題として積み残しされたわけなんです。これでまた次、七月出しますという話ですが、七月も今後の課題の積み残しの中でまた一部だけが示されて、それ以外については先延ばしになつていくというようなことになれば、もう現場で農業だつたり漁業をされていらつしやる方、もうもたない状況に今来ているわけなんです。

そういう観点からしても、きちつと七月には全体像を示すということを是非お約束をしていただきたいと思ふんですが、いかがでしょうか。

○副大臣(鈴木寛君) 審査会におきましてそのような方向で御努力をいただいていると思ひますが、今日の御議論も審査会と共有をしてみたいと思つております。

○福岡資麿君 今後、そういう風評の実態も含めて、専門委員を任命してその方々に調査を行つていただくというふうなことも承つております。そういう方々の調査も踏まえて七月という話であります。風評被害なんていう最初から分かつていた話なんです。この時点で今から専門委員選んで、それから調べてもらつていくわけでありまして、七月つてどんだんずれ込んでいくわけでありまして、もつと当初からそういうことの全体の被害も

含めて調査員選ぶなら選んで調べていつていただければ、これから五月に第二次が出て次が七月までということ、二か月も間が空くということは防げたかもしれないわけでありまして。

そういう部分でもしつかりやはり、調査員を選ぶ、まあそれ選んでいただけて調査することは大事でしょうけれども、そういうことについてはもうやほりもつと早く対応していただきたいなというふうなことを思っています。

そして、もう一つお願いであります。今回もそうだけれども、あくまでも最終的には民衆の話だ、民衆の話だということをおつしやるわけなんです。今までも一次、二次ということを示されたのはどちらかというと蓋然性の高いものからずつと選んできているということでありまして、一次とか二次については当然東電側も、賠償を請求される側としても意見の相違がそこまで余り大きく生じ得ないところからスタートしてありますが、今後の部分については相当部分それは双方の主張が食い違つてくるということが当然のように考えられ得るわけなんです。だけれども、そのたびごとに例えば訴訟というふうなことになつて、それに大きな時間と労力を割かなければならないというふうなことがあつてはならないわけでありまして、そういう部分については、やはり私は、当事者間に任せるといふよりもつと政府が前面に出て姿勢を示していく、そのことが必要だというふうな思つておりますが、その点については是非御決意も含めて見解を聞かせていただきたいと思ひます。

○国務大臣(鹿野道彦君) 私から答えた後に文部副大臣から答えていただきたいと思ひますが、今、福岡委員からの御指摘は、私自身も農林水産省も共有をさせていただいております。そういう意味で、連絡会議というものを数度にわたりました農林水産省で開かせていただきまして、関係者の方々と東電の間の橋渡し役というふうなもので、相当今まででないくらい、相当考えられないようなことも実は東電に対して求めておるとい

うようなこともございまして、私どもは、それはやっぱり農業者、漁業者の方々の今日の状況というものをとにかく理解してもらつてというふうなことで、今御指摘いただいたような基本的な考え方に基づいて私どももあらゆる努力をしていきたい、この指針に盛り込まれるように、また東電の方からもこの今日の状況というものを共有してもらつていただけるように努力をしてまいりたいと、強く当たつてまいりたいと思つております。

○副大臣(鈴木寛君) 政府の仕事というのは二つあるかと思ひますけれども、まさにその被害を受けた方々をサポートすると、これにつきましては、今農林水産大臣から御答弁をされましたように、農林水産省、そしてJA、そして地元自治体において、この五月中旬以降、そうした枠組みができて、そしてきめ細かく御対応をしていただいているというふうな思ひます。これによりまして、様々な農業関係団体、漁業関係団体に対する支払等々が五月の末ごろから開始をされている、これをしっかりと見守つていくということだと思ひます。これはもう農林水産大臣が御答弁されたとおりで思ひます。

そして、紛争審査会はある意味で両者の間に立ちまして、そして今お話のございました、東京電力と被害者の方々の決着というものがなるべく早く行われて、そして被害者に対する賠償金の支払というものが促進をされるよう、こういうことだと思ひます。

それで、委員御指摘のとおり、第一次指針、第二次指針につきましては、これはもちろん被害者の方々からいたしますと遅いというお気持ち、よく分かりますけれども、これは関係者の御努力によつて、今次第に賠償金の支払は進みつつあるところでございます。おつしやいますように、今後の件については、まさに相当因果関係の理解と把握において非常に精緻な検討が必要になつてくる部分がございますので、御指摘の御懸念は我々も認識をいたしております。

したがひまして、今現在のところ、この紛争審

査会是指針を出すことに注力をいたしておりますが、指針が出た時点には、この紛争審査会自身がいわゆる広義の意味のあつせん、仲介、こうした業務も法定をされておりますので、指針をまず七月中旬までに出すことに全力を挙げまして、その後にはその指針に従って、裁判というところに至る前に審査会が積極的にそうした両者の関係の調整、仲介ということをやつていく体制、これを今部内で検討をいたしているところでございます。

第二次指針におきましては、賠償の対象となつて、まあ風評被害が一番問題ですけれども、損害としては取引数量の減少又は取引価格の低下による減収等の営業損害、これが一つです。それから、事業者の経営悪化による勤労者の給与等の減収、この二つが例示されております。

○福岡資麿君 今おっしゃつていただきましたように、早く決着をしなければいけないという部分については認識を共有しております。

個々の風評被害の請求額は、これ我が省全てにおいて承知しているわけじゃありませんけれども、基本的には現時点でなされている営業損害についての請求でございますけれども、実際に出荷した量と過去の価格を踏まえて算定した取引価格の低下を基に減収分を算定しているというふうに聞いております。

そういう意味でいうと、七月に中間取りまとめということについても、例えば玄葉大臣とかはもつと前倒しする必要があるんじゃないかということもコメントとかでもおっしゃつております。

それで、これ今、福岡委員御指摘のとおりでございます。品目や地域によつて相当違うわけでございます。個別の状況が違ひまして、今お茶のちよつと出荷制限のところでお茶独特のものがあつて、どこにするかというのを出荷制限一つにしていろいろな事情が違ひうわけでございます。ですから、具体的な損害額はどうかというのは、相当業界の事情によつて違ひてくるんじゃないかと思ひます。

準で賠償をしていくかという部分についてはなかなかはっきり書いていないわけでありまして、その地域によつても、例えば農業の被害額の算定とかについても、過去五年のうちの平均的な三年を取るとか、地域によつてもその賠償の額を取り方とかも違ひうようなことを承つておりますが、そういった部分も、今後お互いの紛争を少なくしていくという部分については、逸失利益についてはどういふふうに算定していくのが望ましいとか、そういった部分についてはある程度そういった目安というのでも示していくことが必要だというふうに思つておりますが、農産物とか畜産、水産物、こういうところについてその逸失利益の算定についてどういふふうにお考えなのか、お聞かせください。

具体的ルールを定めるというのはいちよつと難しいのではないかと思つておりまして、今、鈴木文部科学副大臣から話がありましたとおり、審査会の方で一旦指針ができた後、仲介の労も取つていただけたらというところでございまして、その問題、個別に地域、品目ごとにきちんと議論をしていただけて決めていっていただくのが一番いいのではないかと思つております。

○副大臣(篠原孝君) 私の方からまずお答えさせていただきます。

具体的ルールを定めるというのはいちよつと難しいのではないかと思つておりまして、今、鈴木文部科学副大臣から話がありましたとおり、審査会の方で一旦指針ができた後、仲介の労も取つていただけたらというところでございまして、その問題、個別に地域、品目ごとにきちんと議論をしていただけて決めていっていただくのが一番いいのではないかと思つております。

○副大臣(篠原孝君) 私の方からまずお答えさせていただきます。

具体的ルールを定めるというのはいちよつと難しいのではないかと思つておりまして、今、鈴木文部科学副大臣から話がありましたとおり、審査会の方で一旦指針ができた後、仲介の労も取つていただけたらというところでございまして、その問題、個別に地域、品目ごとにきちんと議論をしていただけて決めていっていただくのが一番いいのではないかと思つております。

○副大臣(篠原孝君) 私の方からまずお答えさせていただきます。

具体的ルールを定めるというのはいちよつと難しいのではないかと思つておりまして、今、鈴木文部科学副大臣から話がありましたとおり、審査会の方で一旦指針ができた後、仲介の労も取つていただけたらというところでございまして、その問題、個別に地域、品目ごとにきちんと議論をしていただけて決めていっていただくのが一番いいのではないかと思つております。

○副大臣(篠原孝君) 私の方からまずお答えさせていただきます。

具体的ルールを定めるというのはいちよつと難しいのではないかと思つておりまして、今、鈴木文部科学副大臣から話がありましたとおり、審査会の方で一旦指針ができた後、仲介の労も取つていただけたらというところでございまして、その問題、個別に地域、品目ごとにきちんと議論をしていただけて決めていっていただくのが一番いいのではないかと思つております。

体制のことについて、とりわけ大震災があつて、その下で行うこうした組織改正ということでも、もちろんこの設置法が出てきた背景というのはよく承知をされているわけでありまして、しかし、今大震災が発生した状況の下で、とりわけ震災地域において定員が減らされるというそういう状況の下で、果たして業務は大丈夫なのかということも心配になるわけでありまして、とりわけこの被災三県については、除塩とかあるいは基盤整備に向けて課題が山積をしている、そういう状況の下で適切な行政サービスは果たして担保できるのか、まずそのことについて何つてまいります。

うに考えておるところでございます。

○国務大臣(鹿野道彦君) 今先生から御指摘の点のことは、やはり今日の状況というものを鑑みたときに御心配なされるというようなことにつきまして、今日のこの状況というものをとらえられての御指摘だと思つております。

○副大臣(篠原孝君) 配置基準でございますけれども、現行の地域課というのは、横山委員御存じのとおりでございます。平成十五年に食糧事務所を廃止いたしました地方農政事務所を設置した際に、食糧事務所の支所の前身として、引き続き主要食糧業務を地域において円滑化するために全国に百三十二か所設置しております。

○国務大臣(鹿野道彦君) 今先生から御指摘の点のことは、やはり今日の状況というものを鑑みたときに御心配なされるというようなことにつきまして、今日のこの状況というものをとらえられての御指摘だと思つております。

○副大臣(篠原孝君) 配置基準でございますけれども、現行の地域課というのは、横山委員御存じのとおりでございます。平成十五年に食糧事務所を廃止いたしました地方農政事務所を設置した際に、食糧事務所の支所の前身として、引き続き主要食糧業務を地域において円滑化するために全国に百三十二か所設置しております。

○国務大臣(鹿野道彦君) 今先生から御指摘の点のことは、やはり今日の状況というものを鑑みたときに御心配なされるというようなことにつきまして、今日のこの状況というものをとらえられての御指摘だと思つております。

○副大臣(篠原孝君) 配置基準でございますけれども、現行の地域課というのは、横山委員御存じのとおりでございます。平成十五年に食糧事務所を廃止いたしました地方農政事務所を設置した際に、食糧事務所の支所の前身として、引き続き主要食糧業務を地域において円滑化するために全国に百三十二か所設置しております。

○国務大臣(鹿野道彦君) 今先生から御指摘の点のことは、やはり今日の状況というものを鑑みたときに御心配なされるというようなことにつきまして、今日のこの状況というものをとらえられての御指摘だと思つております。

○副大臣(篠原孝君) 配置基準でございますけれども、現行の地域課というのは、横山委員御存じのとおりでございます。平成十五年に食糧事務所を廃止いたしました地方農政事務所を設置した際に、食糧事務所の支所の前身として、引き続き主要食糧業務を地域において円滑化するために全国に百三十二か所設置しております。

○国務大臣(鹿野道彦君) 今先生から御指摘の点のことは、やはり今日の状況というものを鑑みたときに御心配なされるというようなことにつきまして、今日のこの状況というものをとらえられての御指摘だと思つております。

○副大臣(篠原孝君) 配置基準でございますけれども、現行の地域課というのは、横山委員御存じのとおりでございます。平成十五年に食糧事務所を廃止いたしました地方農政事務所を設置した際に、食糧事務所の支所の前身として、引き続き主要食糧業務を地域において円滑化するために全国に百三十二か所設置しております。

○国務大臣(鹿野道彦君) 今先生から御指摘の点のことは、やはり今日の状況というものを鑑みたときに御心配なされるというようなことにつきまして、今日のこの状況というものをとらえられての御指摘だと思つております。

○副大臣(篠原孝君) 配置基準でございますけれども、現行の地域課というのは、横山委員御存じのとおりでございます。平成十五年に食糧事務所を廃止いたしました地方農政事務所を設置した際に、食糧事務所の支所の前身として、引き続き主要食糧業務を地域において円滑化するために全国に百三十二か所設置しております。

なくとも二、三時間で到着できること。これは、先ほど申し上げましたが、交通網が発達いたしましたので、かつては、古くはあの緑の自転車とか普及事業で言われておりましたけれども、交通網が発達したのでそこそこいけるというものでございます。ですから、二、三時間を超えるような場合は、極力、利便性が低下させないように配慮してまいりたいと思っております。

二つ目は、食品を扱う事業者等が集中する県内の中核市以上の都市におおむね一時間で行けると、到着できるというようなこと、こういったこと、この二つを考えまして、六十五の地域センターと三十八の支所を設置することとしたしております。

○横山信一君 分かりました。

私も北海道なものですから、二、三時間でということを考えると、旭川と稚内とか、本間に二、三時間ってどういう配置基準なのと逆に言いたくなるわけでございます。北海道の場合は今言ったのととはちょっと違う、まあ質問しませんが、ここはやっぱりちゃんと考えてもらいたいというところであります。とにかく面積が非常に大きいわけですから、北見にあつて旭川にあつてとか、高速で間もなくつながりますけれども、それだつてこれは三時間では到底たどり着けない、そういう距離でございます。行政サービスをくぐれども低下をさせないようお願いをしていただきたいと思います。

次に、事故米問題のことについても触れさせていただきます。

今回の設置法の改正のきっかけになっているのは、平成二十年のいわゆる事故米問題であります。

これまで食糧部が米麦の売買管理業務と流通監視業務を一体として担ってきたということが原因の一つだというふうにも言われておりますけれども、今回の改正案ではこの業務が分離されることになっております。これは、平成二十年十一月の農林水産省改革のための緊急提言などに沿った

ものというふうな理解しておりますけれども、改めて、この事故米問題はなぜ起こったのか、この総括を伺いたいと思います。

あわせて、この事故米問題、当事者であった三笠フーズであります。この三笠フーズには違約金が発生していることと承知をしておりますけれども、国はこの三笠フーズに対して求償を行ったのかどうか、この二つ、お伺いしたいと思っております。

○大臣政務官(吉田公一君) 農林水産省自らが、

お米の販売業者だという自覚を十分持つていなかったということも一つの原因だと思っております。食品の安全性の確保を最優先するという考え方という姿勢が十分でなかったということも一つだと思えます。改正食糧法及び米のトレス法によりまして新たな米の流通監視体制の構築を図るとともに、事故米を二度と食用に不正流出させないようにするために、今後、再発防止のために努力を続けていきたいと思っております。

前回、三笠フーズにつきましては、九十六回も検査に行つて発見できなかったということはまさに反省すべき一番大きな点だと、そう思っております。

○横山信一君 求償の問題は。

先ほど三笠フーズのことを申し上げましたけれども、事故米穀の不正転売にかかわる三笠フーズに對しましては平成二十一年二月二十六日に違約金を請求いたしましたけれども、いまだに未納付となっております。現在、三笠フーズは破産手続中でございます。破産手続の中で可能な限りの回収を考えていくということでございます。

○横山信一君 社会的な責任としてもこれは当然

のことであると思います。ここは、まあ破産手続を進行中ということのようでございますけれども、しっかりと国として対応していただきたいということでもあります。

この事故米問題の教訓に照らせば、食の安全、安心を確保するには、地域センターにおける日常業務の中で監視業務の的確な実施が重要になって

くると。現行の農政事務所における監視業務の方法と、それから新たに設置されるこの地域センターとではどのように異なるのか、お伺いします。

○副大臣(篠原孝君) 事故米の不正規流通事件が

発覚いたしましたので、我々はいろいろ改善しております。もう何回も答弁で申し上げておると思ひますけれども、問題は、米穀の売買業務を担うと同時に食品衛生上の問題も一緒に扱っていたということがございます。これを分離してやるということ念頭に置いて改正をしております。

ですから、食糧法の改正、米トレスサビリティー法の制定を行ひまして今回新たに地域センターを設置するわけですが、地域センターにおきましては米穀の売買業務は行わないことといたしております。地域センターでは、米穀の流通監視に関する業務について、二つの法律、食糧法と米トレスサビリティー法に基づく適切な運用を確保する観点から、専門に担当職員を充実に配置させていただきますと思っております。先ほど御答弁いたしましたように、百二十名ほど増やすこととしております。今後、引き続き必要なノウハウ等を体得してもらうために研修等も充実してまいり所存でございます。

○横山信一君 その米トレスサビリティー法なんですけれども、この地域センターではこの米トレスサビリティー法に基づく業務をどこに重点を置いて実施をしていくのか、そしてまた、国と自治体との役割分担というのはどうなっていくのか、お伺いします。

○副大臣(篠原孝君) 農政も刻々変化しております。したがひまして、今後の米穀の流通監視業務におきましては、もちろん従来からの業務も大事になつてまいりますけれども、今後は農業者戸別補償制度の実施に伴います新規需要米、加工用米の横流れ防止ということ、例えばここを重要課題として我々は考えております。

それから、二つ目の御質問でございます。国と都道府県の役割分担についてどうなっているかと

いうことでございますけれども、勧告、命令措置の権限行使につきましては、ブロックなり全国展開しているもの、これはいろいろな法律皆全て地方分権と同じなわけですが、全国的に事業活動を行っているもの、県を超えたものにつきましては、そういったものにつきましては国が勧告、命令することになっております。都道府県、地域レベルだけの場合は都道府県というふうになっております。

ただ、報告徴収あるいは立入検査につきましては、広域ブロックなり県を超えるものにつきましては、国と県の双方でできることになっておりますし、地域米業者に対しては都道府県というふうになっております。ただ、法律の目的の達成のために特に必要と認められる場合は、その都道府県に、例えば北海道に限定した業者であつても国が自ら行うことも可能としております。

○横山信一君 分かりました。

では、農林水産技術会議のことについて伺ひますが、廃案となつた前回の農林水産省設置法改正案では元々この農林水産技術会議は廃止という、そういう方向性になつていたわけですが、それが今回の改正案では存続ということになつたわけでありまして、その理由として、厳しい財政状況の下で効率的、効果的に行政ニーズにこたえ、成果が普及に及ぶ研究を促進というふうにあるわけであります。

本来、この農林水産技術会議の下にある国の研究機関というのは基礎研究が主たる任務で、そしていわゆる成果が普及に及ぶような生産者に近いところでの応用研究というのは都道府県の試験研究の任務だということに私は承知をしております。それが今回の存続の理由として先ほど申し上げたような理由だとすれば、国の役割が希薄になるのではないかとということが危惧されるわけでありまして、そしてまた、都道府県の試験研究機関との混乱も招くのではないかとこの国と都道府県の試験研究機関の役割をどうしていくのか伺ひます。

○大臣政務官(吉田公一君) 横山先生も県の試験場にいらつしやつたということでございますが、私も東京都の試験場にいたことがございまして、実は余り国は指導的な立場をしてこなかったですよ、経験から申し上げます。

今、独立行政法人として六か所、国の機関がございまして、いずれにいたしまして、この独立行政法人は、基礎、応用から実用化までの試験研究を中心全国的範囲にわたって研究を行つておりまして、一方、都道府県の公立試験研究機関は、国の研究成果等を活用し、地域の気象、土壌、海域条件等に適應するような地域的な試験研究を行つております。

昔、農林省の打ち出した選択的拡大生産というのがございましたが、昭和四十年ごろだと思ひますけれども、そのことで当面は農林行政を、漁業行政を続けていくんだという方針を示しました。けれども、そのとおりになつていくかどうか分かりませんが、このような役割分担を前提に、効率的で効果的に優れた研究成果を現場に普及していくために、一つは生産現場や行政のニーズを踏まえた研究の推進、それから国の独立行政法人と公設試験場や普及組織との連携など取組を強化いたしまして、研究資金の活用等によりまして行政ニーズの反映や連携促進に必要な支援を行つていくというところでございます。

○横山信一君 御自身の体験を踏まえていただいて、ありがとうございます。

私は、この問題というのは非常に混乱をすると思ひます。現実問題として、都道府県の公設試験研究機関と国との関係というのは、会議等で様々あるわけでありまして、それが行政ニーズにこたえよう、そしてまた成果を普及しようという方向に行こうとすればするほど、これは公設試験場に近づいてくるという方向に私は動くと思つておりまして、それが逆に競争を生み出すのか、競争を生み出して活性化していくのか、あるいはまた新たな役割分担を生み出すのか今の段階では分かりませんけれども、できるだけ役割分担を明確に

していただきたいということでありまして。

その上で、農林水産技術会議というのは各庁局に分属している試験研究機関を統括してきた、そういう役割を持つていたわけでありまして、こうした研究機関は既に独立行政法人になっております。また、こうした独立行政法人は委託プロジェクト、あるいは競争的研究資金の獲得で非常に成果を上げています。そこで、伺いますけれども、農林水産技術会議、これは独立行政法人の研究者をどのように育成しようとしているのかということなんです。

私は、水産のことに限らず、国の研究機関におられた方たちというのは、独立行政法人になつて以降、海外の大学に出られた方たちもたくさんいらつしやいますし、また国内の大学に移られた方もたくさんいらつしやいます。そういう意味では、人材が流出しているのではないかと、ふうに危惧もするわけです。そういう意味で、せつかく農林水産技術会議を残すのであればどういう方向性で研究者を育成していくのか、そのことを伺いたいと思ひます。

○大臣政務官(吉田公一君) 先生御指摘のように、私は地方公務員やつて研究機関にはとても向かない男でしたからすぐ辞めちゃいましたけれども、とにかく人材育成というのは容易なことじゃございませんで、そこにお金が必要なければ試験研究もできないという実態がございまして、私なんかは研究員なんていつたつて名前ばかりで、とにかくフラスコ買ひのやつて容易じゃないんですよ。そういう状況の中ですら、これよほど、人材育成プログラムを作つたのはいいんですけども、それに伴う人材育成費というものも付けてもらわないと本当の人材育成費にはならないと、そんなふうに思つています。

したがつて、人材育成プログラムを更に改正をいたしまして、研究者の研修や表彰等を実施、また優れた研究者が研究資金を獲得できるように配慮していかねばいけないと、そんなふうに思つております。

○委員長(主濱了君) 横山信一君、時間が来ていますので、おまとめください。

○横山信一君 はい、分かりました。

以上で質問を終わります。

○柴田巧君 みんなの党の柴田巧です。

農林水産省設置法の一部改正する法律案、先ほどからお話がございまして、このBSEの問題あるいは事故米の不正流通の問題、やみ専従の問題などがあるわけであつて、この農林水産省の行政の在り方、組織の在り方が厳しく問われるというところから始まつてきたものと理解をしているわけですが、加えて行政改革といひますか、地方分権あるいは出先改革、そういったものも今加わつてきている中でありまして、一方で、先ほどからも話がありますが、またこれから触れたいと思ひますが、六次産業化など様々な政策課題に的確に対処していかなきゃならぬという中でこの審議が今なされているわけでありまして、いづれにしても、これによつて農林水産省が国民の信頼をしっかりと勝ち得て、またある意味では生まれ変わつてそれぞれの地域の農業の振興に、応援にしっかりとやれるようにしていくことが大事なことだろうと思つておりますが、そういう観点で以下質問をしていきたいと思います。

それで、先ほどからもお話がありますように、一連のこの行革の流れでこれまでもやつてこられたわけですが、今回、三百四十六の拠点を集約化して六十五の地域センターに再編するということがございまして、それでは、これによつてどれだけの例えば人員とか経費、こういったものが削減できるのか、いわゆる行革の効果というものが期待、見込めるのか、まずこの点からお聞きしたいと思ひます。

○副大臣(篠原孝君) 現在使用しております庁舎は三百十六庁舎でございます。再編後、二百庁舎になりまして、この庁舎の維持管理費、約年間九億円節約になります。それから、もう一つ節約がございまして、管理職のポストが千四百七十三人から千二百二十七人に二百五十六人減少いたしました。

て、再編前と比べまして管理職手当が二億円程度減少する見込みでございます。

○柴田巧君 そういつたことを基にこれからまたいろいろな、どういふふうな課題に対処していくか、さらにまた、スリム化、効率化をどう図っていくかということも考えていかなきゃならぬのだらうと思ひますが、そういう中で、先ほど触れましたように、この出先機関どうしていくかというの大きな今関心事になつていくわけでありまして。

年末にも、政府においては、このアクションプラン、出先機関の原則廃止に向けて打ち出した、閣議決定したわけでありまして、この出先機関の事務、権限、ブロック単位で移譲していく必要があるということでありまして、これに基づいて、農水省としてはこれから実際にどのようになつていくのか、この権限移譲をどう図っていくか、地方自治体などと協議をどう図っていくか、進めていくかというのか、これは大臣にお尋ねをしたと思ひます。

○国務大臣(鹿野道彦君) アクションプランにおきましては、国の出先機関の受皿となる広域の実施体制の枠組み作りのための法案を平成二十四年の通常国会に提出をいたしまして、二十六年度中の事務、権限の移譲を目指す、このように記載をいたしておるところでございます。

広域の実施体制への出先機関の移譲については、九州地方の知事会と関西広域連合から、当面移譲を希望する機関をいまして経済産業局、地方整備局、地方環境事務所が提示されたというふうなことであるということも承つておるところでございます。これらのこの出先機関を所管する省も交えまして、移譲に向けた更なる検討というふうなものが必要になつてくると思つております。

農林水産省といたしまして、九州地方の知事会、関西広域連合等の考え方というものを踏まえさせていたがながら、今後、出先機関というふうなものについての今後の改革に関する必要な取

組をしてまいりたいと思っております。

○柴田巧君 できるだけ身近な行政は地方に委ねていくというのは、一つの大きな間違いのない流れだろうと思います。特に、この農業分野は、それぞれ地域によって実情が異なるわけですから、そういった地方とこういうこれからしっかりと鋭意協議を進めていただいて、なるべくそういう方向でしっかりと頑張りたいと思います。

さて、さはさりながら、実際に、今度かなり集約化されるわけで、先ほどからも議論がありますように、実際今まで利用していたものがなくなるというところはいろんな意味で不便になるのは間違いないことだろうと思っております。先ほどの北海道の例もございましたが、それによって、今度の再編によって非常にこの手続がしにくくなる、相談がしにくくなるという面も否めないのではないかと、先ほど申し上げたように、地方自治体や関係の皆さんに対してどのように理解を求めてこられたのか。また、先ほどからもありますように、利用者の利便性の維持向上を極力図っていききたいということでありまして、役所から出ていくということでありまして、これはこれでやっていただかなきゃならぬと思いますが、これはこれも、ITを活用していろんな手続の簡素化を図るということなども重要なことではないかと思っておりますが、そういったことも含めて、この集約化後の農業者などに不便が生じないようにどのように対応していくか、お尋ねをしたいと思っております。

○副大臣(篠原孝彦) 農林水産省は地方に密着した行政をしている役所は私はないのではないかと、思っております。そういった意味では、地域センターへの集約で地方支分部局がなくなるということは、私は現場の市町村にとっては大問題ではないかと思っております。

我が省は、非常にそういう点は丁寧に対応しております。拠点が廃止される全ての市町ですけれども、百十三市町ございました。今年一月から二月にかけて全ての市町に対して説明をしております。

ます。当然でございませうけれども、非常に残念だと言われます。

先ほど横山委員、北海道は広くて二時間、三時間ではとてもできないと。私の長野県も同じでございまして、ちよつと個人的な体験で言わせていただきますと、こういう指摘を受けたことがございまして。農林水産省の出先機関ぐらいは大都市にないでもないじゃないかと、何で田舎の方に置いてくれないんだと、一つ支所があるかないかで全然活力が違ふんだという目からうろこの指摘を受けたのを覚えております。

先ほど私の答弁で言わせていただきましたけれども、農地だとかそういったことに関係するのはそれでいいんですが、食品製造業者になると大都市しかない。ですから、分けて考えなくちゃいけないわけですが、今、今は集約集約で一つのところに置かなければならないということで、今市町と申し上げましたが、村には元々ございませんでした。ですから、その指摘を受けた方、市町村長さんに言わせると、村なり町の方にこそ農林水産省の地方支分部局を置いていただいてもいいんじゃないかと、交通網は整備されたんだから来てもらえばいいじゃないかと、こういうものもな指摘を受けております。私、今副大臣として、部下が行ってくるときにこの話をよくしております。

横道にそれましたけれども、皆さん残念ですけれども、まあ理解すること。そして、その次に必ずおっしゃるの、サービスが低下しないようにということ、これは常に要請を受けております。ですから、先ほどから大臣が号令を掛けておられます、出前しろと、ちゃんと聞きに行けと、これをやっております。それからITの活用、これは柴田委員御指摘のとおりでございまして。職員の業務能力の向上、研修によりましてですね、こういったものを全部ひっくるめてまして農業者の農政サービスあるいは食品製造業者へのサービスが低下しないように万全の措置を講じているところでございます。

ただし、農政、農林水産省の支分部局だけではできません。市町村、この協力が必要でございまして。ですから、農業再生会議等を通じて関係者の理解を求めて連携を強化してまいる所存でございまして。

○柴田巧君 是非その利便性が落ちないように、サービスの提供が落ちないように配慮をしていただきたいと思います。

今の答弁にも関連をしますので、したがって、いずれにしても、新しく地域センターができる、あるいはまたその支所ができるというところの中で、やっぱりその人材の育成とか質の問題が大変重要になってくると思います。これによって総合的なワンストップサービスを提供できるようにしようというのは大きな目標、目的でもあるわけですが、口で言うのは大変簡単なわけですが、先ほどからの中でまたいろんな問題に対処をしていかなきゃならぬと、また何よりも農林水産省の、農林水産行政の信頼を再び得ていかなきゃならぬということにおいて、この人の育成あるいは教育、大変重要な問題になってくると思います。大臣にお尋ねをしたいと思っております。

○国務大臣(鹿野道彦君) 今回の組織再編によりまして、分散していた人員というものを地域センターに集約すると、こういうことでございまして。これによって、いろんな施策につきましましては地域センターの職員が共に情報を共有すると、そしてそのことによって業務能力を向上させていきながら総合的にワンストップサービスというものをいかに提供できるか、そういう体制に移行するかというふうなことが大事なことだと思っております。

このようなことで、実務に必要な研修なりあるいは広域的な人事交流というものを随時実施するということによって、いわゆる地域住民の方々に対するサービスというふうなものに必要ならぬという人材を育てていかなければならないと、このように考えておるところでございまして。

○柴田巧君 是非、いろんな問題があつてこういう流れになっているわけですから、そういった先ほどから指摘をされているような問題が再発がないように、また何よりも能力、意欲を引き出せるように、職員の、是非いろんな研修あるいは教育、やっていただきたいと思います。

さて、これからその地域センターなどが対処する問題の一つとして重要になってくるのは六次産業化の問題だろうと認識をしておりますが、そういう中で、この六次産業化には、地域資源を活用して、農山村の雇用確保と所得向上を目指すもので、農山村の雇用確保と所得向上を目指すもので、大変期待が掛かるわけですが、そういう中で、先般、この六次産業化法に基づいて、農業者の皆さんから出された申請が、事業計画が初めて認定をされたということでございまして、その状況は一体どうなのか。

また、六次産業化を本格的にそれぞれの地域で進めていくためには、地方自治体や農業団体などと連携を強化しながら各農政局あるいは地域センターが果たしていかんや、役割は大変大きいと思っております。大臣にお尋ねをしたいと思っております。

○大臣政務官(吉田公一君) 五月三十一日でございまして、初めての認定を行いました。認定された事業計画の内容につきましては、品目別に見ますと野菜、果樹、畜産物、米を利用した取組が多いこととございまして。約七五%がその部分を占めております。

六次産業化を全国的な運動として発展させるためには、今御指摘のありましたように、地方自治体や関係団体とのネットワークを強化して、地方農政局や地域センターによりまして総合的な情報提供あるいは相談対応等に努めるとともに、とりわけ六次産業化プランナーによるサポートが重要であると認識をいたしております。

○柴田巧君 いずれにしても、この六次化、大きな期待が掛かる中で、しっかりとこの再編後の地域

センターなどが大きな役割を果たしてもらわな
きやならぬと思いますが、その六次化のプラン
ナーの選定もそれぞれ各農政局等でこれから始ま
るやにお聞きをしておるわけですが、その応募状
況はどうなのかと。

また、この選定も具体的に、これは今年度いつ
ぱいということに取りあえずなるのかもしれませ
んが、どのような活動がそのプランナーの皆さん、
まずは予定をされているのか、お尋ねをしたい
と思います。

○大臣政務官(吉田公一君) お話しの六次産業化
プランナーにつきましては、平成二十三年度はお
おむね二百三十名の六次産業化プランナーを配置
するように予定をいたしております。震災を受け
ました東北農政局管内を除きまして、全国で五百
九十三名の応募がございました。現在、応募者の
中から選定を進めているところでございまして、
六月中旬以降、選定された六次産業化プランナーが
活動を開始する予定でございします。

六次産業化プランナーの具体的な活動内容につ
きましては、案件の発掘やら、農林漁業者等が抱
える課題の解決に向けた助言でありますとか、六
次産業化法に基づく総合化事業計画の認定でござ
いまして、サポートや当該認定後のフォローアッ
プ等の支援を実施していきたいと思っております。

○柴田巧君 いずれにしても、あと幾つかお聞き
したいこともありましたが、時間が来ましたので
これで終わりますが、先ほど冒頭に申し上げまし
たように、これによって農水省も変わったなど、
農業者の皆さんがしつかり頑張れるような、そう
いう是非再編になるように頑張っていたきたい
と思います。

終わります。

○紙智子君 日本共産党の紙智子でございます。
今回の農林水産省設置法の改正案は、今まで農
政事務所が行ってきた業務を大きく変えるもので
す。とりわけ、これまで政府米や小麦の保管、管
理、安全性チェック及び販売を行ってきた機能が

廃止されます。つまり、現在の農政事務所の所掌
事務である政府米の販売促進等、それから政府備
蓄米及び輸入食料の適正かつ円滑な運営と流通の
確保という部分が削除されるわけです。

また、東日本大震災において緊急食料の支援拠
点として大きな役割を果たしてきた国の事務所を
統廃合する、災害などの緊急時に支援の拠点にな
り得る事務所は全国に三百四十六か所あるわけ
ですけれども、それを六十五か所に削減するという
重大な内容が含まれているわけです。

そこで、まず米の保管、管理、安全性チェック
及び販売の機能を廃止することについてお聞きし
ます。

政府は、昨年の通常国会に農林水産省設置法改
正案を提出したんですけれども、これは廃案にな
りました。農林水産技術会議の廃止等を盛り込ん
だ内容でしたから、これ設置法の廃案は当然だつ
たわけですから、実はこの改正案に米の包括
的民間委託は含まれるという説明を受けていたわ
けです。で、設置法の廃案になったので、これは
包括的民間委託もやめるんだらうと思っていまし
た。

ところが、農林水産省は設置法改正もせずに二
〇一〇年十月から米の包括的民間委託を強行した
と。これ、法令の改正もなしに実施したわけで
す。ルールを変更する議論もせずに、なし崩し的
に包括的民間委託を実施したということは、これ
は大臣、これで農水省の説明責任、果たせると思
いますか。

○国務大臣(鹿野道彦君) 政府米の保管、運送等
の業務につきましては、二十二年の十月から包括
的に民間の委託事業体に委託すると、こういうこ
とでございします。

従来から、保管あるいは運送、カビ確認、変形
加工等の業務については、国が直接行うものではな
く、民間業者に委託して実施してきたところでご
ざいまして、今回包括的民間委託に変更するもの
の、民間に委託をするということについては変わ
りはないということでございます。このことは、

実務は民間がということでございます。変わ
りはないということでございます。

○紙智子君 今の説明だけでは全然納得いかな
いんです。

二〇〇八年に発覚した汚染米の問題というの
は、農林水産省の政府米の管理不備によるもの
で、非食用として輸入された汚染米が食用に不正
転用されて多くの国民の口に入ってしまったとい
うことで、農林水産省は安全管理を含めた体制上
の問題が指摘されたわけです。

この汚染米の問題を反省するのであれば、私は
この食の安全に今以上に農林水産省が責任を
持つことが求められているはずだというふうに思
うんです。ところが、まともに議論もせずにこの
包括的民間委託を強行したということなわけ
です。

そこでお聞きするんですけれども、受託業者名
と外国産米穀の取扱数量、これについて教えてほ
しいというのがまず一つです。

それから、その上に立つて、包括的民間委託は
従来の方法とどこが変わるのかということ、さら
に業務の契約方法、それから監督体制についてど
ういうことかということをお聞きしたいと思いま
す。

○副大臣(篠原孝君) 政府米の販売等の業務は、
現在三社を受託事業体に包括的に委託しておりま
す。三社の外国産米の取扱数量は、昨年九月末の
在庫と二十二年度分の輸入数量との合計でござ
いますけれども、百六十万トンのうち、住友商事が
約七十万トン、三菱商事が同じ約七十万トン、そ
れから日通グループが約二十万トンでございま
す。これらの受託事業体に委託した業務は、また
再委託ができることになっておりまして、再委託
先の選定はこの三社に委ねておるところでござい
ます。

どういうふうに行っているかということござ
いしますが、受託事業体は再委託先の業務の実施体
制を国に報告することになっております。国が関
与をしていないということ、関与がだんだんだん

だん薄くなっているという紙委員の御指摘でござ
いますけれども、再委託先もちゃんと報告するこ
とになっておりますし、再委託先に対しても業務
実施状況を確認することになっております。それ
から、国が再委託先に対しても監督及び調査がで
きるようになっておりまして、国は受託事業体も
再委託先も同様に監督することになっておりま
す。国は、最終的には、ですから再委託先に対
しても食糧法五十二条に基づきます立入検査も可
能となっております。

このような措置というのは、片方で人件費の節
約ということと定員削減が行われておりまして、
食糧事務所は縮小されてきたんではないかと思
います。そういった中で、我々がどのように関与し
てどのように安全を確保したらいいかということ
をいろいろ考えた結果での改正でございします。こ
ういった努力を通じまして、政府米の販売業務等
の適切な履行の確保に我々は万全を期している
ところでございします。

○紙智子君 人件費節約で人が減っているから仕
方ないという、これは私はそうじゃないと思うん
です。やっぱり必要とあるところには人は削つ
ちやいけないというところがあるわけですね。
それと、今お話あったように、受託業者は自己
資本金が十億円以上必要ですから、これ大手にな
るわけですね。今回、汚染米を三笠フーズに
販売した住友商事も入っているわけですね。どう
いうような議論があったか分かりませんが、どう
も、透明性、公平性が保たれるのかというのは甚
だ私は疑問に思うわけです。

加えてお聞きしますけれども、この再委託業者
という話がありました。再委託業者は何社になる
でしょうか。

○政府参考人(高橋博君) 受託事業体から再委託
をされております業者数でございますけれども、
保管、運送業務関係につきましては四百七十三
社、カビ確認、カビ毒検査業務につきましては二
百二十三社、変形加工業務につきましては二十四

社となっております。

○紙智子君 つまり、合わせると七百二十社という事です。だから、受託業者は三社なんだけれども、この三社が再委託する業者は七百二十社にもなるわけです。

加工用、飼料用のM A米が食用へ転用を防ぐというための指導監督、安全管理を国民の契約でやつてもらうということなんですけれども、これ一体どうするのか、横流れを防ぐ方向について示していただきたいと思います。

○副大臣(篠原孝君) 横流れ防止が新たに設置する地域センターの大事な業務だということをお答えしたところでございます。

具体的にどうするかということでございますけれども、用途限定米を保管する際にほかの米穀と明確に区分して保管することをまず義務付けております。その販売する際にでございますけれども、包装等に加工用米はマル加、飼料用米は飼料の飼です、それから米粉は粉、バイオ米はバイオというふうなふうに表示することにしております。それが一つでございます。二つ目は、定められた用途に確実に使用すると確認できた事業者へ直接販売すること。三つ目は、定められた用途への確実な使用と内容とする契約の締結、これらを義務付けております。

その遵守状況を確認するために、現在は農政事務所ですが、今後は地域センターにやっていただくわけですが、日常的に改正食糧法に基づく立入検査を行い、ルール違反があった場合には勧告、命令を發出し、命令違反の場合には罰則を適用することにより横流れの防止を徹底したいと思っております。

さらに、昨年十月から米トレーサビリティ法が施行されて、米穀等の譲受け、譲渡に伴う記録が義務付けられております。用途限定米穀についてはその用途の記録を義務付けております。

以上のような措置を講じまして、日常的な米穀の流通監視業務と不適正な事案が生じた場合にお

ける迅速な流通ルートの遡及等を通じて、米穀の適切かつ円滑な流通の確保をしてまいる考えでございます。

○紙智子君 今説明あったわけですが、これはやっぱり事後のチェックについてはそういう形でやるかもしれないけれども、流通過程の不正や転用を防止するといいますが、そういうことをどうやって防げるのかということについて疑問なんです、いかがですか。大臣。

○副大臣(篠原孝君) 紙委員御指摘のとおり、三つの大きな企業と、それからそれが七百社を超える再委託の業者に行くのは問題じゃないかという御指摘だと思います。

途中で変形加工業務というのがあつたりする可能性はあるわけですが、そういうことにつきましては、従来は、加工時に発生する副産物である微細米等を変形加工業者が取得し販売することも認めておりましたけれども、現在はこれを微細米も含めまして国の所有として、横流れは絶対にないようにしております。

それから、カビ確認業務でございますけれども、国と受託事業者との契約におきまして、各受託事業者には当該業務の管理責任者を置くとともに、確認、廃棄処理方法は従来と同様の方法で行うように定めているところでございます。こういうことにより、不適正な流通の発生を防止してまいりたいと思っております。

また、国と受託事業者の契約におきましても、受託事業者は再委託先の業務の実施体制を国に報告し、再委託先に対して業務実施状況を確認します。それから、先ほども申し上げましたけれども、国も再委託先に対してまして監督、調査ができるようにしております。

ですから、最終的には、国は再委託先に対しては食糧法に基づく立入検査も可能となっておりますので、従来と同様の厳しいチェック体制を敷いていくことができるのではないかと考えております。

○紙智子君 なかなか聞いていて分かったかなと

いうか、よく分かりづらいと思うんです。

それで、結局、いろいろなことを今言われたんですけども、検査は基本的には書類でやるわけですよ。立入検査もありましたけれども、書類が基本的にはそうなっていて、汚染米の事件では、これ検査をしたけど、先ほども話ありましたけれども、何回も検査したけれども見抜けなかったわけですよ。汚染米の問題で、農林水産省がこの販売業務と流通監視業務を一体で行っていたことを、これ、反省したんじゃないかあったでしょう。

受託業者が販売もチェックもやると、行くと。これ、農水省の立入検査も書類でやるということだと思ふんですけれども、それで本当に食の安全、安心を守ることができるとはどうか。大臣、いかがですか。

○国務大臣(鹿野道彦君) 今御指摘をいただいた件についてはしっかりと取り組んでいかなきゃならない、こういうふうな考えておるところでございます。

○紙智子君 だから、国民でやって、これからは同じようにやってもらうんだけれども、やっぱり基本的なところできちつとかかわつてそういうことが二度と起きないようにしていくということでは、これ、一体でやっていたことを反省したわけだから、ちゃんとした体制を取らなきゃいけないじゃないかというふうに思うんです。

米の複雑な流通過程に対してやはり誰が責任を持つのかということだと思います。やっぱり汚染米の事件というのは、業者ももちろん責任は大きい、業者とともに国の責任が問われたと思うんですよ。その事件を反省するのであれば、やっぱり米の包括的民間委託はやめて食の安全、安心に万全を尽くすというのが農林水産省の役割だということに思ひます。そのことを強調いたしまして、質問を終わります。

○委員長(主濱了君) 他に御発言もないようですから、両案件に対する質疑は終局したものと認めます。

これより両案件について討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○紙智子君 私は、日本共産党を代表して、農林水産省設置法の一部を改正する法律案並びに地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づく承認案件に対する反対討論を行います。

反対する第一の理由は、食の安全、安心に対する国の責任を放棄するものだからです。

本改正案は、農政事務所を廃止した地域センターを設置するものですが、現在の所掌事務である政府米の販売促進等、政府備蓄米及び輸入食糧の適正かつ円滑な運営と流通の確保は地域センターに引き継がれず廃止されます。政府はこうした業務を包括的に民間委託すると言いますが、民間業者に丸投げするものでしかありません。しかも、包括的民間委託は法令の改正もせずに昨年十月から実施されました。ルール変更の議論もせずになし崩し的に包括的民間委託の実施を強行する、農林水産省の説明責任は全く果たされていません。

国が全量を管理していた食糧管理制度はW T O協定の発効に伴いなくなり、大量のミニマムアクセス米が輸入されました。また、米を扱う流通業者も許可制から登録制、さらに届出制へと緩和されました。相次ぐ規制緩和が続く中で二〇〇八年に汚染米の事件が発覚したわけです。この事件で国民が求めたのは政府米の厳格な安全管理です。この願いに背を向け、政府米の保管、管理、安全性チェック及び販売など、食の安全、安全に万全を尽くすための国の機能を廃止することは容認できません。

反対する第二の理由は、国の事務所を三百四十カ所から六十五カ所に統廃合するからです。東日本大震災において、農政事務所等は緊急食糧の支援拠点として大きな役割を果たしています。災害など緊急時に支援拠点になり得る国の事務所を二百八十一カ所も廃止する必要はありません。人員削減を理由にした統廃合ですが、本来、

行政需要に応じて国の対策は強化されるべきです。地域に密着した農政事務所の役割は農政上も災害時においても重要で、こうした拠点はなくすべきではありません。

以上で反対討論を終わります。

○委員長(主演了君) 他に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めます。

これより順次両案件の採決に入ります。

まず、農林水産省設置法の一部を改正する法律案の採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(主演了君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

福岡君から発言を求められておりますので、これを許します。福岡資麿君。

○福岡資麿君 私は、ただいま可決されました農林水産省設置法の一部を改正する法律案に対し、民主党・新緑風会、自由民主党、公明党及びみんなの党の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

農林水産省設置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

東日本大震災により、農林水産業及び農山漁村は未曾有の大被害を受けている。一日も早い復興のため全力を傾注するとともに、農林水産業の将来を見据えた政策を推進していくことが重要な課題となっている。

よって政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に努めるべきである。

一 農林水産省本省組織の再編に当たっては、円滑な農林水産行政の推進を確保するため、局の所掌範囲について業務の質と量を考慮し、組織の総合力が発揮されるバランスの取れた体制を整備すること。

二 新設される地域センター及びその支所においては、人材の育成に努めるとともに、地方

公共団体等との連携を密にし、利用者の利便性の維持・向上を図ること。

三 東日本大震災の被災地域における農林水産業の復旧・復興を強力に支援するため、地域センター及びその支所は、現地の意向の把握、復旧・復興対策の周知徹底や指導・助言について最大限その機能を発揮すること。また、被災地を網羅的にカバーできる支援体制を構築するため、地域センター及びその支所の活動に加え、支援チームを編成して積極的に派遣する等現地に密着したきめ細かな支援を実施すること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(主演了君) ただいま福岡君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決いたします。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(主演了君) 多数と認めます。よって、福岡君提出の附帯決議案は多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、鹿野農林水産大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。鹿野農林水産大臣。

○国務大臣(鹿野道彦君) ただいまは法案を可決いただきました。誠にありがとうございます。附帯決議につきましては、その趣旨を踏まえ、適切に対処してまいりたいと思っております。

○委員長(主演了君) 次に、地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、地方農政局及び北海道農政事務所の地域センターの設置に関し承認を求めるの件の採決を行います。

本件に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(主演了君) 多数と認めます。よって、本件は多数をもって承認すべきものと決定いたしました。

ました。

なお、両案件の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(主演了君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時九分散会

平成二十三年六月十五日印刷

平成二十三年六月十六日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

D